

## 鶴ヶ島市建設工事に係る特別共同企業体に関する取扱要綱

昭和63年5月21日町長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、鶴ヶ島市（以下「市」という。）が発注する建設工事に係る特別共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(特別共同企業体の定義)

第2条 特別共同企業体とは、市が発注する建設工事毎に結成される共同企業体をいう。

(特別共同企業体の本旨)

第3条 特別共同企業体は、各構成員が資本、技術及び材料を出し合うことにより、建設工事において総合力を発揮し、実質的に施工能力が増大するものでなくてはならない。

(対象工事)

第4条 特別共同企業体の対象工事は、概ね3億円以上の大規模工事で、かつ技術的難易度の高い建設工事のうち、市長が適当と認める工事とする。

(構成員の資格等)

第5条 特別共同企業体の構成員は、鶴ヶ島市建設工事等競争入札参加資格基準要綱第7条の入札参加資格者名簿に登録された者の中から、市が発注する建設工事毎に定めた資格要件を有する者とする。

2 構成員の数は、構成員相互の利害関係の複雑化及び協調の困難性を避けるとともに、運営上の明確化を図るため2業者とする。

3 必要があるときは、鶴ヶ島市指名業者選定委員会が、構成員の選定を行うものとする。

(企業体の結成)

第6条 特別共同企業体は、市が発注する建設工事毎に定めた資格要件を有する者により、任意に結成させるものとする。ただし、前条第3項により、構成員を選定したときは、その構成業者間で任意に結成させるものとする。なお、その結成に当たっては、次に掲げる要件を満たすものでなくてはならない。

- (1) 各構成員の出資比率は30%以上とする。
- (2) 構成員は、同一工事で他の特別共同企業体の構成員となれない。

(資格申請)

第7条 前条により結成した特別共同企業体の代表者は、様式第1号の特別共同企業体入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、資格審査の申請を行うものとする。

- (1) 特別共同企業体協定書（様式第2号）
- (2) 委任状（様式第3号）
- (3) 総合評定値通知書の写し
- (4) 業者カード（様式第4号）
- (5) その他必要な書類

(資格審査)

第8条 特別共同企業体の入札参加資格の審査は、前条の申請に基づき、市長が行うものとする。

(結果)

第9条 市長は、前条の資格審査結果を申請者に通知するものとする。

(存続期間)

第10条 競争入札により、契約の相手方となった特別共同企業体は、当該契約の履行後、1年を経過するまでの間は解散することができない。ただし、その日以降においても当該建設工事につき、瑕疵がある場合には、各構成員が連帯してその責任を負わなければならない。

2 前項の競争入札において、契約の相手方とならなかった特別共同企業体の存続期間は、前項の特別共同企業体が契約を締結したときをもって終了する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、特別共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年5月21日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 1 8 日市長決裁）

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 3 1 日市長決裁）

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日市長決裁）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 1 1 日市長決裁）

この要綱は、令和 7 年 3 月 1 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

特別共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

（宛先）鶴ヶ島市長

特別共同企業体の名称

---

代表構成員 所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

構 成 員 所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

このたび、下記工事を共同請負により競争入札に参加するため、特別共同企業体を結成したので、特別共同企業体協定書、総合評定値通知書の写し等を添えて入札参加資格の審査を申請します。

記

工事

---

様式第2号（第7条関係）

特別共同企業体協定書

（目的）

第1条 当特別共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 鶴ヶ島市発注に係る \_\_\_\_\_ 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当特別共同企業体は、 \_\_\_\_\_ 工事特別共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を \_\_\_\_\_ に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後1年を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

共同企業体構成員

共同企業体構成員

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 \_\_\_\_\_ を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合）

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と当該契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

\_\_\_\_\_  
%

\_\_\_\_\_  
%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、 \_\_\_\_\_ とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員

に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、第8条の規定にかかわらず、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を加えたものとする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

\_\_\_\_\_外1社は、上記のとおり\_\_\_\_\_特別共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書\_\_\_\_\_通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

共同企業体構成員

\_\_\_\_\_

共同企業体構成員

\_\_\_\_\_

委 任 状

年 月 日

（宛先）鶴ヶ島市長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑨

私は、次の者を代理人と定め、協定書第4条に定める期間下記の権限を委任します。

受任者 所在地

商号又は名称

役職名・氏名

記

- 1 共同企業体協定の締結に関する事。
- 2 建設工事入札参加資格審査申請に関する事。
- 3 入札及び見積に関する事。
- 4 契約の締結に関する事。
- 5 工事の施工に関する事。
- 6 代金の請求及び受領に関する事。
- 7 復代理人の選任に関する事。
- 8 工事完成保証人に関する事。

受任者使用印鑑

※本委任状は、代表権を有しない者が構成員の代表者となる場合には全て受任者の身分証明書を付けて提出すること。

様式第4号（第7条関係）

（表）

業者カード

|          |  |  |  |  |
|----------|--|--|--|--|
| 受付<br>番号 |  |  |  |  |
|----------|--|--|--|--|

特別共同企業体用

企業体名

|        |           |
|--------|-----------|
| カナ     |           |
| 漢<br>字 | 建設工事共同企業体 |

企業体の代表者（委任状の提出がある場合は代理人）

|                |        |          |
|----------------|--------|----------|
| 代理<br>1有<br>0無 | 名称又は商号 | 代表者（代理人） |
|                | カナ     | 肩書       |
|                | 漢<br>字 | 氏名       |
| 所在地            |        |          |
|                |        |          |
| 〒              | —      | TEL      |

構成員名称

|   | 構成員名称 | 構成員コード | 出資割合 |
|---|-------|--------|------|
| A |       |        | %    |
| B |       |        | %    |

許可を受けた建設工事の種類

|     |    |    |    |    |    |     |    |     |    |
|-----|----|----|----|----|----|-----|----|-----|----|
| 土木  | 01 | 建築 | 02 | 大工 | 03 | 左官  | 04 | と土コ | 05 |
| 石   | 06 | 屋根 | 07 | 電気 | 08 | 管   | 09 | タれブ | 10 |
| 銅構造 | 11 | 鉄筋 | 12 | 塗装 | 13 | しゅん | 14 | 板金  | 15 |
| ガラス | 16 | 塗装 | 17 | 防水 | 18 | 内装  | 19 | 機械  | 20 |
| 熱絶縁 | 21 | 電通 | 22 | 造園 | 23 | さく井 | 24 | 建具  | 25 |
| 水道  | 26 | 消防 | 27 | 清掃 | 28 |     |    |     |    |

経営規模・経営比率・完成工事高

|    |         |          |  |  |  |  |  |   |   |
|----|---------|----------|--|--|--|--|--|---|---|
| 1  | 資本金     |          |  |  |  |  |  |   |   |
| 2  | 自己資本額   |          |  |  |  |  |  |   |   |
| 3  | 技術職員数   |          |  |  |  |  |  |   | 人 |
| 4  | 技術職以外の数 |          |  |  |  |  |  |   | 人 |
| 5  | 流動比率    |          |  |  |  |  |  | . | % |
| 6  | 自己資本固定率 |          |  |  |  |  |  | . | % |
| 7  | 純利益率    |          |  |  |  |  |  | . | % |
| 8  | 営業年数    |          |  |  |  |  |  |   | 年 |
| 区分 | 種類      | 平均工事高 千円 |  |  |  |  |  |   |   |
|    |         |          |  |  |  |  |  |   |   |
|    | 合計      |          |  |  |  |  |  |   |   |

|    |       |      |      |
|----|-------|------|------|
| 許可 | 1 大臣  | 2 知事 |      |
| 区分 | 1 班   | 2 特  | 3 班特 |
| 番号 | 第     | —    | 号    |
|    | 年 月 日 |      |      |

※ 部分は記入不要 経営規模等は裏面より記入してください。

(裏)

経営規模・経営比率（構成員別）

| NO | 項目      | 数       |  |  |  |  | 値 千円        |  |  |  |   |
|----|---------|---------|--|--|--|--|-------------|--|--|--|---|
|    |         | 各 構 成 員 |  |  |  |  | 合 計 又 は 平 均 |  |  |  |   |
| 1  | 資本金     | A       |  |  |  |  |             |  |  |  |   |
|    |         | B       |  |  |  |  |             |  |  |  |   |
| 2  | 自己資本金   | A       |  |  |  |  |             |  |  |  |   |
|    |         | B       |  |  |  |  |             |  |  |  |   |
| 3  | 技術職員数   | A       |  |  |  |  |             |  |  |  | 人 |
|    |         | B       |  |  |  |  |             |  |  |  | 人 |
| 4  | 技術職以外の数 | A       |  |  |  |  |             |  |  |  | 人 |
|    |         | B       |  |  |  |  |             |  |  |  | 人 |
| 5  | 流動比率    | A       |  |  |  |  |             |  |  |  | % |
|    |         | B       |  |  |  |  |             |  |  |  | % |
| 6  | 自己資本固定率 | A       |  |  |  |  |             |  |  |  | % |
|    |         | B       |  |  |  |  |             |  |  |  | % |
| 7  | 純利益率    | A       |  |  |  |  |             |  |  |  | % |
|    |         | B       |  |  |  |  |             |  |  |  | % |
| 8  | 営業年数    | A       |  |  |  |  |             |  |  |  | 年 |
|    |         | B       |  |  |  |  |             |  |  |  | 年 |

完成工事高

| 区分  | 種類 | 平均工事高   |  |  |  |  | 千円  |  |  |  |  |
|-----|----|---------|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|
|     |    | 各 構 成 員 |  |  |  |  | 会 計 |  |  |  |  |
|     |    | A       |  |  |  |  |     |  |  |  |  |
|     |    | B       |  |  |  |  |     |  |  |  |  |
| 合 計 |    | A       |  |  |  |  |     |  |  |  |  |
|     |    | B       |  |  |  |  |     |  |  |  |  |

- ※ 1 上記内容は、総合評定値通知書の各数字を記入する。
- 2 経営比率は、小数点第3位を四捨五入した値を入れる。  
(例 3.418 → 3.42)
- 3 区分については、般又は特を入れる。
- 4 太枠内のみ表面に移記すること。